

規 則

「千曲市中小企業振興資金融資あっせん規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年3月18日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第9号

千曲市中小企業振興資金融資あっせん規則の一部を改正する規則

千曲市中小企業振興資金融資あっせん規則（平成15年千曲市規則第98号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

別表中

「

年2.0% ただし、「ちくま創造 枠」として、①「職場 いきいきアドバンスカ ンパニー」の認証又は ②「長野県SDGs推進企 業登録制度」の登録を 受けた者は、貸付利率 から0.2%を引下げる ものとする。
年1.7% ただし、「ちくま創造 枠」として、①「職場 いきいきアドバンスカ ンパニー」の認証又は ②「長野県SDGs推進企 業登録制度」の登録を 受けた者は、貸付利率 から0.2%を引下げる ものとする。

「

年2.1% ただし、「ちくま創造 枠」として、①「職場 いきいきアドバンスカ ンパニー」の認証又は ②「長野県SDGs推進企 業登録制度」の登録を 受けた者は、貸付利率 から0.2%を引下げる ものとする。
年1.8% ただし、「ちくま創造 枠」として、①「職場 いきいきアドバンスカ ンパニー」の認証又は ②「長野県SDGs推進企 業登録制度」の登録を 受けた者は、貸付利率 から0.2%を引下げる ものとする。

」を

」に、

「

都市計画法に基づく商業地域・近隣商業地域内及びその周辺で小売、卸売、飲食及びサービス業を営む中小企業者で、大型店の出店等に対応し、積極的に店の魅力アップ、体質強化を図るため景観等に配慮した店舗の新改築等を行うもの	設備資金	20,000	年1.7%
中小企業者及び中小企業団体で、都市計画法に基づく商業地域・近隣商業地域内にある空き店舗に事業所を新設・移転しようとする者	運転資金	10,000	年1.7%
	設備資金	20,000	
次のいずれかに該当する者 (1) 中小企業者で、次のいずれかに該当し、商工会議所又は商工会の認めた者 ・前年に比して6か月で5%又は3か月で10%以上売上げが減少している者 ・前年に比して3か月で5%以上売上高経常利益率が減少している者 ・不渡り手形を受け取った者 (2) 法第2条第5項第4号又は第5号に該当することについて市長の認定を受けた中小企業者 (3) 危機関連保証制度要綱（平成29・10・23中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する中小企業者 *借換えについては信用保証協会の保証付既借入残高を借換えるもので返済が軽減化されるもの	運転資金	40,000	年1.6%

」を

「

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく商業地域・近隣商業地域内及びその周辺で小売、卸売、飲食及びサービス業を営む中小企業者で、大型店の出店等に対応し、積極的に店の魅力アップ、体質強化を図るため景観等に配慮した店舗の新改築等を行うもの	設備資金	20,000	年1.8%
中小企業者及び中小企業団体で、都市計画法に基づく商業地域・近隣商業地域内にある空き店舗に事業所を新設・移転しようとする者	運転資金	10,000	年1.8%
	設備資金	20,000	
次のいずれかに該当する者 (1) 中小企業者で、次のいずれかに該当し、商工会議所又は商工会の認めた者 ・前年に比して6か月で5%又は3か月で10%以上売上げが減少している者 ・前年に比して3か月で5%以上売上高経常利益率が減少している者 ・不渡り手形を受け取った者 (2) 法第2条第5項第4号又は第5号に該当することについて市長の認定を受けた中小企業者 (3) 危機関連保証制度要綱（平成29・10・23中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する中小企業者 *借換えについては信用保証協会の保証付既借入残高を借換えるもので返済が軽減化されるもの	運転資金	40,000	年1.7%

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の千曲市中小企業振興資金融資あっせん規則の規定は、施行の日以後の借入れから適用し、施行の日前の借入れについては、なお従前の例による。